

平川市小口零細企業特別保証制度要綱（タイプⅢ）

1. 目的

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。

なお、本制度は国の「小口零細企業保証制度」に準じ、平川市が特に実施するものである。
2. 保証対象

平川市に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項（1）～（6）に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。

 - （1）常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なうもの（（2）に掲げるものを除く。）
 - （2）常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
 - （3）事業協同小組合にあって、特定事業を行なうものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
 - （4）特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 - （5）特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 - （6）医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記（1）～（5）に掲げるものを除く。）
3. 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関
4. 貸付総額

金7,000万円
5. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日
6. 裏付資金

平川市は、この制度の円滑な運営のため関係各金融機関に総額2,000万円を預託する。

7. 保証条件

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資金使 途 | 事業資金とする。(既借入金からの借換資金は不可) |
| (2) 貸 付 金 額 | 1 企業につき 1, 250 万円以内
ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2, 000 万円の範囲内となる新規の保証に限る。 |
| (3) 保 証 期 間 | 10 年以内で関係機関と協会が協議のうえ決定する。ただし、必要に応じて、1 年以内の据置期間を設けることができる。 |
| (4) 貸 付 利 率 | 固定 年率 1. 8 % 以内 |
| (5) 貸 付 形 式 | 手形貸付、証書貸付及び手形割引とする。ただし、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。 |
| (6) 償 還 方 法 | 一括払い又は割賦償還 |
| (7) 保 証 料 率 | 次に定める信用保証料率とする。 |

ただし、中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合には、本制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用する。

- ・ 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・ 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・ 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担するもの

[illegible]

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1～8号に該当する場合は年0.95%とするなど特例保証等に該当する場合は青森県信用保証協会所定の保証料率を適用する。（割引適用は1.に該当する場合のみ）

（8）保証料

平川市が予算の範囲内で全額保証料を補給する。

ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補給対象外とする。

（9）保証人及び担保（特別小口保険を利用する場合は不要）

ア 保証人

原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

イ 担保

原則として無担保とする。

8. 受付場所 取扱金融機関、平川市商工会、信用保証協会

9. 期中管理

（1）申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

（2）取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

（3）取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができる。

（4）取扱金融機関が上記（2）の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う前にその理由を記載した書面を提出するものとする。

10. その他

（1）この要綱において、「関係機関」とは平川市、平川市商工会、取扱金融機関をいう。

（2）特別小口保険を利用する場合は所定の納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用する場合は中小企業信用保険法に規定する市町村長の認定書を、それぞれ添付すること。

（3）この制度の略称を「」とする。

（4）この要綱に定めのない事項については関係機関と協会が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。